

松山市若年がん患者在宅療養支援事業に関するQ&A

R4.4.1

1 利用申請から承認までにかかる時間(期間)はどの程度か?	回答	申請書類が提出され次第、主治医の意見書や住所などの要件を審査し、要件を満たしていれば利用承認決定となります。外部機関などによる審査は行いませんので、申請後、数日中には承認が可能と考えています。 なお、利用承認決定となった場合は、申請書(様式第1号)に記載いただく「サービス利用開始(予定)日」から助成の対象となります。(※申請日より前の日付は不可。承認がサービス利用開始日を過ぎた場合は、遡って対象とする。)
2 申請書類等はどこで手に入れられるか?	回答	市ホームページからダウンロードすることが可能です。 ↓↓↓ http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/iryozukuri/gantaisaku/youngcancer.html
3 家族が事業の対象者に該当するため申請を検討しているが、家族(対象者)の心的負担を考えると申請書類を見せたくないため、家族(対象者)の署名を省略できないか?	回答	対象者の署名を省略する場合は、住民登録又は他の制度の利用状況について、市が関係機関に照会し、必要な資料を閲覧することに同意が得られないこととなりますので、その場合には、申請書への住民票の添付をお願いします。また、主治医に対象者の身体の状態等を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。
4 生活保護の申請中であるが、本事業の申請書(様式第1号)の「生活保護の受給」欄はどちらに○を記入すればよいか?	回答	本事業の申請時点で、生活保護が決定していない場合は、「無」に○を記入してください。その上で、「その他特記事項」欄に、「○年○月○日付 生活保護申請中」と記入してください。また、生活保護が決定次第、速やかにご連絡ください。
5 「一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至った」とはどのように判断したらよいか?	回答	介護保険制度において、第2号被保険者が要介護認定を受けるための要件である特定疾病「がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)」の診断基準を元に判断してください。
6 1月あたりの上限額(6万円)を超えてサービスを利用(提供)することは出来ないか?	回答	1月あたりの上限額は、あくまで本事業における助成対象となる上限額ですので、上限額を超えてサービス利用(提供)を妨げるものではありません。 ただし、上限額を超えた分につきましては、利用者の自己負担となることをご確認の上、サービスを利用(提供)してください。

松山市若年がん患者在宅療養支援事業に関するQ&A

R4.4.1

7	本事業のサービス利用に際して、ケアマネジャーは関わらないのか？
回答	介護保険制度ではないため、基本的にケアマネジャーの関わりはありません。居宅生活において必要なサービスをご検討いただき、利用ください。 本事業の手続き等ご不明な点については、松山市保健所健康づくり推進課 健診担当までご連絡ください。
8	複数の事業所を運営しているが、事業者登録の届出書（様式第8号）は、事業所毎に必要か？
回答	1事業所につき1枚の届出書のご提出をお願いします。
9	事業者登録後に、市から事業登録者証のようなものは交付しないのか？
回答	本事業では、届出書（様式第8号）の提出をもちまして登録となるため、登録者証は交付いたしません。 登録事業者については、届出書の内容から名称等を抜粋の上、市ホームページで公表いたします。
10	料金の設定について、基準はあるのか。突発的な対応や利用期間が短いなどの状況を鑑みて、介護保険制度とは別の価格設定が認められないか？
回答	介護報酬の算定方法を目安にいただいたと思いますが、基準は定めておりませんので、利用者との契約の中で、介護報酬とは別の価格を設定し、サービスを提供することを妨げるものではありません。
11	利用される方と事業所の契約、重要事項説明書の取りかわしは必要か？誰が作成するのか？
回答	サービスの提供にあたっては、後々のトラブルを避けるために利用者との間で何らかの契約書の取り交わしは必要ではないかと考えています。契約の内容については定めたものはございませんので、各事業所で使用している契約書等により、契約いただいたと思います。
12	利用者が複数のサービス提供事業者を利用する際に、合算額が1月あたりの上限額を超えた場合には、どのように按分して、市に請求すればよいのか？
回答	利用者及びサービス提供事業者間で調整いただき、請求をしてください。

13	市への請求は、毎月しないといけないのか？複数月分をまとめて請求はできないのか？	
回答	<p>複数月分をまとめてご請求いただけます。ただし、翌年度の4月末までには請求してください。</p> <p>(例) 令和3年4月～令和4年3月利用分 ⇒請求期限：令和4年4月30日</p> <p>なお、複数の年度分をまとめることはできません。年度をまたがる場合は、請求書は分けてください。</p>	

14	申請書に記載(チェック)していないサービスを追加したい場合、変更(廃止)申請書(様式第5号)を提出したらよいか？	
回答	利用サービスを追加する場合は、変更(廃止)申請書(様式第5号)の提出は必要ありません。	

15	有効期間内に申請者を変更したい場合、変更(廃止)申請書(様式第5号)のみ提出したらよいか？	
回答	申請者の変更の場合は、旧申請者は変更(廃止)申請書(様式第5号)により、廃止の申請をした上で、新申請者は申請書(様式第1号)により、改めて申請をしてください。なお、この場合、意見書(様式第2号)の添付は不要とし、有効期間は、旧申請者の残期間までとします。	

16	対象者の病状悪化等により入院することになったが、変更(廃止)申請書(様式第5号)により、廃止の申請は必要か？	
回答	必要ありません。入院後で構いませんので、いつから入院されたかをご連絡いただけたらと思います。なお、有効期間内に退院され、在宅で再び、介護サービスを利用する場合は、引き続き、本事業を利用することが可能ですので、退院についてもご連絡いただけたらと思います。	

17	対象者の住所は松山市外だが、申請者(対象者の家族)の住所は松山市内でも対象にならないのか？	
回答	対象者の住所が松山市内にあることが要件となっていますので、本市事業の対象にはなりません。県内の他市町でも同様の事業を実施している自治体がありますので、対象者の住所のある市町へお問い合わせください。	